

高額な医療費が複数ある場合は世帯合算ができます。

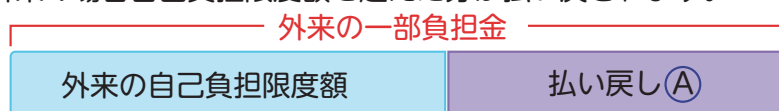
たとえば
1 同じ世帯で同じ月に21,000円以上の一部負担金が複数ある場合
(70歳未満の人のみ適用されます)

- 一部負担金を合算して自己負担額を超えた分が払い戻されます。

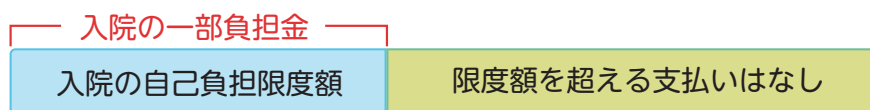


たとえば
2 70歳～74歳の人が同じ月に外来と入院の支払いがある場合
●外来と入院を合算して世帯単位の自己負担額を超えた分が払い戻されます。

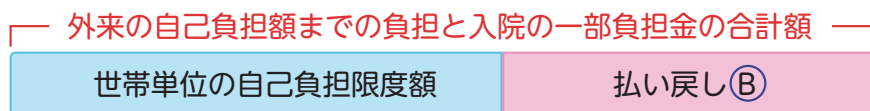
- 1 外来の場合自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。



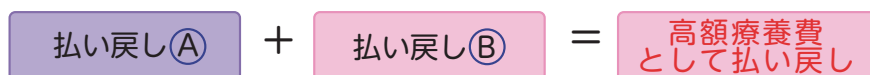
入院の場合自己負担限度額までの支払いとなります。



- 2 次に外来の自己負担限度額までの負担と入院の一部負担金を合計し、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。



- 3 したがってこの世帯には、払い戻される額(A)と(B)の合計額が高額療養費として払い戻されます。



たとえば
3 同じ世帯に70歳未満の人と70歳～74歳の人支払いがある場合

- 1 「70歳～74歳の人」の払い戻し額を計算します。
- 2 ①の払い戻し額を除いた負担額と「70歳未満の人」の負担を合算して限度額(P23参照)を超えた分が世帯の払い戻し額となります。
- 3 ①と②を合わせた額が世帯全体の払い戻し額となります。

※75歳以上の後期高齢者医療制度で医療を受ける人は合算できません。